

## 仕様13

### .BRAND TLD規定

The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers および[レジストリオペレータ名を挿入] (“レジストリオペレータ”) は、 \_\_\_\_\_ をもって、本仕様 13 が[TLD]トップレベルドメイン（以下「TLD」）について両当事者間で締結された[レジストリ契約の発効日を挿入]発効のレジストリ契約（以下「契約」）に付加されるものとし、以下に定めるとおり TLD が.Brand TLD の定義の要件を満たす限り継続的に適用されるものとし、

1. TLD が.Brand TLD としての資格を失ったことを ICANN が合理的な裁量で判断した場合、ICANN はレジストリオペレータにその決定を書面通知により提供します。レジストリオペレータは、かかる通知の送達日から 30 暦日以内に、次のいずれかを行います。(i) ICANN が合理的に満足できる状態で.Brand TLD の定義の要件を満たす（この場合、本仕様 13 の規定が引き続き適用されるものとし、）または (ii) かかる 30 暦日の期間内に契約第 5 項に定める紛争解決手続きを開始して ICANN の決定に異議を申し立てる（以下「紛争解決手続き」）。かかる 30 暦日の期間が経過した時点で、ICANN が合理的に満足できる状態でレジストリオペレータが.Brand TLD の定義の要件を満たさず、契約第 5 項に従って紛争解決手続きを開始していない場合、(i) TLD は直ちに.Brand TLD でなくなるものとし、(ii) レジストリオペレータは本仕様 13（本仕様第 2 項を除く）により修正されない契約規定に即座に準拠するものとし、また (iii) 本仕様 13 の規定（本仕様第 2 項を除く）が以降の効力を失うものとし、
2. レジストリオペレータが紛争解決手続きを開始する場合、レジストリオペレータが紛争解決の対象となる問題以外に.Brand TLD と本仕様 13 の定義の要件に準拠して TLD を引き続き運用し続けている限り、かかる紛争解決手続きが未決である間は、本仕様 13 に従って.Brand TLD としての TLD ステータスに変更はありません。契約第 5.1 項に従う仲裁に続いて、ICANN とレジストリオペレータが紛争解決手続きを解決する合意に達した場合、当事者はかかる合意を履行するものとし、調停により紛争が解決されない場合、紛争解決手続きは、契約第 5.2 項に従う拘束力のある仲裁手続きにより解決されるものとし、仲裁手続きの終結時に (i) ICANN の決定が仲裁人によって完全に支持された場合、または (ii) ICANN の決定が仲裁人によって部分的に支持され、部分的に覆され、仲裁人が所見を公開した日から 5 日以内に、レジストリオペレータが支持された ICANN の決定に従うことを書面で約束せず、また、かかる所見が公表された日から 30 日以内に支持された ICANN の決定部分に実際に従わない場合、(a) 仲裁人が所見を公開した日をもって TLD は直ちに.Brand TLD でなくなるものとし、(b) レジストリオペレータは本仕様 13（本仕様第 2 項を除く）により修正されない契約規定に

即座に従うものとし、また (c) 仲裁人が所見を公開した日をもって本仕様 13 の規定（本仕様第 2 項を除く）が効力を失うものとし、仲裁手続きの最終時に ICANN の決定が仲裁人によって完全に覆された場合、ICANN の決定は無効となり、TLD は依然として Brand TLD のまま留まるものとし、ただし、紛争解決手続きの解決は、TLD がもはや Brand TLD としての資格を持たないと、ICANN がその後合理的な裁量によって決定する権利を制限または制限してはなりません。本仕様 13（本仕様第 2 項を除く）が効力を失う日付は、「失効日」と呼ばれます。

3. レジストリオペレータは、仕様 9 第 6 項の規定にかかわらず、契約に付属する仕様 9 のレジストリオペレータ行動規範（以下「行動規範」）への準拠が免除されます。行動規範に関連して以前に発行された「免除通知」は、本仕様の発効日をもって自動的かつ即座に無効になります。その後、本仕様 13 の規定は、行動規範に対する免除を単独で定めるものとし、

#### 4. Trademark Clearinghouse。

4.1 レジストリオペレータは、契約第 2.8 項、契約第 7 項第 1 項、および Trademark Clearinghouse 権利保護メカニズム要件第 2 項（以下「TMCH 要件」）の要件にかかわらず、TLD が ICANN の Brand TLD として認定されている限り、レジストリオペレータはサンライズ期間（TMCH 要件に定義）を提供する必要はなく、本仕様で定められている場合を除き、TMCH 要件第 2 項に定められている義務（以下、総称して「サンライズ要件」）に準拠する必要はありません。

4.2 レジストリオペレータは、TMCH 要件第 1 項で要求される統合テストの完了、および TMCH 要件第 3 項で要求されるクレームサービスの提供を含む、TMCH 要件の他のすべての規定に準拠する必要があります。レジストリオペレータは、(i) 統合テストの完了の確認、および (ii) TLD のクレーム期間（TMCH 要件に定義）の開始日（以下「クレーム開始日」）と終了日の通知を、ICANN に提供します。いずれの場合も、カスタマーサービスポータル（<http://myicann.secure.force.com/>）を使用します。レジストリオペレータは、クレーム開始日の前に TLD にドメイン名の割り当て（TMCH 要件に定義）または登録を行うことはできません（仕様 5 第 3.2 項に定める「NIC」および自己割り当てまたは自らへのドメイン名の登録を除く）。

4.3 レジストリオペレータは、失効日時点で有効なサンライズ要件に準拠し、失効日から 60 暦日以内にサンライズを開始する必要があります。失効日に、Trademark Clearinghouse または ICANN から任命された後継あるいは代替の商標認証機関が運営されていない場合、レジストリオペレータは、ICANN が合理的に受け入れ可能な、レジストリオペレータが開発

した代替メカニズムを通じてサンライズ要件を実施する必要があります。失効日時点で、レジストリオペレータは、TMCH 要件第 2.2.4 項で許可されている場合を除き、すべてのサンライズ期間の登録の割り当てまたは登録の前に、第三者に追加のドメイン名を割り当てたり登録したりできません。.Brand TLD または旧.Brand TLD に特化した TMCH 要件の代替バージョンを ICANN が開発した場合、レジストリオペレータは、かかる要件が本仕様 13 により修正された時点で効力のある TMCH 要件に類似していれば、かかる代替要件に準拠することに同意します。

5. 契約第 2.9(a)項の第 2 文は、以下に置き換えられます。

仕様 11 の要件に従い、レジストリオペレータは次のいずれかを行う必要があります。(i) レジストリオペレータが TLD の適切な機能に合理的に関連する名前を TLD に登録するための無差別基準を確立できることを条件に、TLD のレジストリ-レジストラ間契約を締結して準拠しているすべての ICANN 認定レジストラにレジストリサービスへの無差別アクセスを提供する。または、(ii) 最大 3 つの ICANN 認定レジストラが TLD の排他的レジストラとして機能するよう任意の時点で指定する。

6. 契約第 4.5 項は、以下に置き換えられます。

#### 4.5 契約終了時のレジストリの移転。

(a) 第 4.1 項または第 4.2 項に従う契約期間満了または第 4.3 項または第 4.4 項に従う契約終了により、レジストリオペレータは、ICANN またはこの第 4.5 項に従って ICANN が TLD に指定できる後継レジストリオペレータに、ICANN またはかかる後継レジストリオペレータが合理的に要求する可能性がある運用およびレジストリ機能を維持するために必要な TLD のレジストリの運用に関するすべてのデータ（第 2.3 項に従ってエスクローされたデータを含む）を提供します。レジストリオペレータとの協議の後、ICANN は単独の裁量で、レジストリ移転プロセスに準拠して、TLD の運用を後継レジストリオペレータに移転するかどうかを決定するものとします。ただし、この第 4.5 項の条件に従い、契約が満了または終了する日（以下「契約終了日」）の時点で TLD が仕様 13 に従って ICANN から.Brand TLD として認定されている場合、ICANN が公益を保護するために TLD の運用の移転が必要であると合理的に判断した場合を除き、ICANN はレジストリオペレータの同意（不合理に保留、制約、または延期してはなりません）なしに、契約終了日から 2 年間は TLD を後継レジストリオペレータに委任できません。

(b) ICANN が合理的な裁量により、公益を保護するために TLD の運用の移転が必要であると判断した場合、ICANN はレジストリオペレータに書面による通知および公益のための決定について合理的な詳細な

説明を提供します。かかる通知を受領してから 30 暦日以内にレジストリオペレータが契約第 5 項に規定された紛争解決手続きを開始して ICANN の決定に異議を申し立てる場合、ICANN はかかる手続きが未決である間は TLD の運用を後継レジストリオペレータに移転しません。契約第 5.1 項に従う仲裁に続いて、ICANN とレジストリオペレータが紛争を解決する合意に達した場合、当事者はかかる合意を履行するものとします。調停により紛争が解決されない場合、紛争は、契約第 5.2 項に従う拘束力のある仲裁手続きにより解決されるものとします。仲裁手続きの終結時に ICANN の決定が仲裁人によって完全に覆されなかった場合、仲裁人が所見を公開した日以降に、ICANN は TLD の運用を後継レジストリオペレータに委任および移転できます。仲裁手続きの終結時に ICANN の決定が仲裁人によって完全に覆された場合、ICANN は、TLD の運用を委任および移転することが公益を保護するために必要であるという ICANN の決定に基づいて、かかる委任または移転を行うことはできません。

(c) 疑義を避けるため、緊急オペレータは、この第 4.5 項の目的のための後継レジストリオペレータとはみなされません。さらに、この第 4.5 項は、ICANN がトップレベルドメインの委任のための今後の申請プロセスに従って、TLD の申請を受け入れたり、TLD を委任したりすることを禁止しないものとします。これは、第三者の権利を保護するためにかかる申請プロセスに関連して、ICANN が設けたプロセスや異議申立手続きを適用することを条件とします。レジストリオペレータは、この第 4.5 項に従う TLD の移転の際に、TLD に関する DNS および WHOIS の記録のために、ICANN が必要と考えられる変更を IANA データベースに加えることに同意します。さらに、ICANN またはその代理人は、契約の終了または満了の理由にかかわらず、TLD の維持および運用のために、継続的運用手段に基づく権利を保持するものとし、またかかる権利を行使できます。

7. レジストリオペレータは、TLD が Brand TLD の定義の要件を満たしていることを確認するために、少なくとも年 1 回の内部審査を実施することに同意します。レジストリオペレータは、各暦年の終了後 20 暦日以内に、内部審査の結果とともに、TLD が Brand TLD の定義の要件を満たしていることを証明する、執行役員 1 名が署名する証明書を、ICANN に提供します。これらの資料は、電子メール ([globalsupport@icann.org](mailto:globalsupport@icann.org)) で ICANN に提出されます。レジストリオペレータは、ICANN がレジストリオペレータの審査の結果と証明書を公表することに同意します。ただし、本契約第 7.15 条に準拠する以外を除き、ICANN は、機密情報であり、そのようにレジストリオペレータが指定した情報の機密を保持し、公開しません。ICANN は、今後、これらの報告書の形式と内容を指定したり、報告書が他の妥当な手段によって提供されるようレジストリオペレータに通知したりできます。

8. レジストリオペレータは、TLD が Brand TLD の定義の要件を満たさなくなる可能性のある、TLD への変更を書面により速やかに ICANN に通知する必要があります。さらに、レジストリオペレータは、ICANN に、.Brand TLD としての TLD の資格を無効にする可能性のある、TLD の登録ポリシーに対する修正または変更を ICANN に提供することに同意します。
9. 定義。
  - 9.1 「当該ブランドレジストリ契約」とは、この契約、および ICANN と当該ブランドレジストリオペレータとの間の本仕様 13 を含むその他すべてのレジストリ契約を意味します。
  - 9.2 「当該ブランドレジストリオペレータ」とは、レジストリオペレータを含む、本仕様 13 を含むレジストリ契約の当事者であるトップレベルドメインのレジストリオペレータの総称を意味します。
  - 9.3 「.Brand TLD」は、以下を条件とする TLD です。
    - (i) TLD文字列は、適用法で有効な登録商標の、適用法で保護されているテキスト要素と同一です。登録商標の扱いは以下のとおりです。
      - a. Trademark Clearinghouse または ICANN から任命された後継あるいは代替の商標認証機関に記録され、署名されたデータマークファイルを発行されます。これは、かかる商標がかかる認証機関の資格要件を満たしている場合に行われます（レジストリオペレータがかかる記録を1年以上維持することを要求されないことを条件とします）。
      - b. 商標登録で主張された商品および/またはサービスの提供に関連して、レジストリオペレータまたはその加盟者の事業の通常の過程において、レジストリオペレータまたはその加盟者によって所有および使用されます。
      - c. TLDレジストリ申請書を ICANN に提出する前に、レジストリオペレータまたはその加盟者に発行されたものです。
      - d. 商標登録で特定された商品および/またはサービスの提供に関連して、レジストリオペレータまたはその加盟者の事業の通常の過程において、契約期間を通じて継続的に使用されます。
      - e. ピリオドまたはドットで始まりません。および、

f. レジストリオペレータまたはその加盟者が、TLDレジストリサービスの提供に無関係な1つ以上の事業の実施に使用されま  
す。および、

(ii) レジストリオペレータ、その加盟者、または商標ライセンシーだ  
けは、TLDのドメイン名の登録者であり、TLDの任意のレベルでド  
メイン名に関連するDNSレコードを管理します。

(iii) TLDは、汎用文字列TLD（仕様11に定義）ではありません。  
および、

(iv) レジストリオペレータは、かかる商標登録の正確かつ完全な  
コピーをICANNに提供しています。

9.4 「ブランドレジストリオペレータ承認」とは、以下の各事項の受領を意  
味します。(i) ICANN への支払い金額が、当該ブランドレジストリ契約  
に基づき、すべての当該ブランドレジストリオペレータによって直近  
暦年に ICANN に支払われた総額の 3 分の 2（該当する場合は、ICANN  
によりその計算が行われた日の前日にウォールストリートジャーナル  
米国版で公開された為替レートで米ドルに換算）を占める当該ブラン  
ドレジストリオペレータの肯定的承認、および (ii) かかる承認が得られ  
た時点での当該ブランドレジストリオペレータの過半数による肯定的  
承認。疑義を避けるため、(ii)の規定に関連して、各当該ブランドレ  
ジストリオペレータは、当該ブランドレジストリ契約に従って当該ブ  
ランドレジストリオペレータが運用するトップレベルドメインごとに  
1 票の投票権を有するものとします。

9.5 「商標ライセンシー」とは、レジストリオペレータまたはその加盟者が  
所有し、そのテキスト要素がレジストリオペレータによって運用され  
ている.Brand TLD 文字列に正確に対応する登録商標の使用について、  
レジストリオペレータまたはその加盟者との書面による商標使用許諾  
契約を締結している企業、パートナーシップ、有限責任会社、または  
同様の法人（個人ではない）を意味します。ただし、以下を条件とし  
ます。

(i) かかるライセンスが適用法に基づき有効である。

(ii) そのようなライセンスは、TLD レジストリ サービスの規定外のそ  
の組織のビジネスの通常のプロセスでそのような商標を使用するた  
めのものであり、TLD のドメイン名の登録や使用を可能にするこ  
とが主たる目的ではありません。;

(iii) かかる商標が、その団体の事業において、契約期間を通じて継続的に使用されている。および、

(iv) 商標ライセンシーに登録された TLD のドメイン名の使用が、商標登録で特定された商品および/またはサービスのいずれかに合理的に関連する宣伝、サポート、配布、販売、またはその他のサービスで必要とされる。

10. 本仕様 13 に特に規定されている場合を除き、契約の他のすべての規定は引き続き適用されます。本仕様 13 で定義されていない大文字の用語はすべて、契約で規定された意味を有するものとします。

11. 契約第 7.6 項および第 7.7 項にかかわらず、契約第 7.6 項または第 7.7 項 (ICANN とレジストリオペレータの間の二者間の修正および理事会修正を除く) により可能であると考えられる修正が効力を持つことで、本仕様 13 の明示的な条件が修正される可能性がある場合は、かかる修正がブランドレジストリオペレータ承認も受けていない限り、本仕様 13 の明示的な条件を修正してはなりません。疑義を避けるため、(i) 本仕様 13 のこの第 11 項のいかなる規定も、ICANN とレジストリオペレータが本仕様 13 または契約の他の規定に対して二者間の修正および変更を行うことを制限せず、(ii) 本仕様 13 のこの第 11 項の要件は、理事会修正に適用したり契約第 7.6 項に従う理事会修正の採択を制限したりするものではなく、また、(iii) 修正が契約第 7.6 項または第 7.7 項 (適用される場合) により必要とされるブランドレジストリオペレータ承認を受けない場合、かかる修正がブランドレジストリオペレータ承認を受ける場合であっても、本仕様 13 の条件はかかる修正によって修正されないものとします。

以上の証として、両当事者は、上記に最初に記載された本仕様 13 の発効日をもって、正当な権限を有する代表者に本仕様 13 へ署名させました。

#### **INTERNET CORPORATION FOR ASSIGNED NAMES AND NUMBERS**

署名： \_\_\_\_\_

氏名：

役職：

**[レジストリオペレータ名を挿入]**

署名： \_\_\_\_\_

氏名：

役職：